

妙法比丘尼御返事

仏法の中には仏いましめて云はく、法華經のかたきを見て世をはゞかり恐れて申さずば釈迦仏の御敵、いかなる智人善人なりとも必ず無間地獄に墮つべし。譬へば父母を人の殺さんとせんを子の身として父母にしらせす、王をあやまち奉らんとする人のあらむを臣下の身として知りながら代をおそれて申さゞらんが」としなんど禁められて候。

一一二六二一頁

本抄は、妙法比丘尼が嫂から託された太布帷子を供養するとともに、尾張次郎兵衛の死を報告したのに対し、身延山から妙法比丘尼と嫂に与えられた御返事であります。日付は弘安元年（一二七八）九月六日、日蓮大聖人聖寿五十七歳の御時の御消息であります。本抄の御真筆は存在していません。

内容は、妙法比丘尼からの手紙にあつた、嫂から帷子を御供養されたことと、尾張次郎兵衛の死去のことの二つを挙げられ、まず帷子の供養に対して、商那和修が死に瀕した聖者に衣を供養した因縁とその功德の大きさを語られて、日蓮大聖人に帷子を供養した功德のいかに大きいかを述べられるとともに、感謝なされているのです。さらに、迫害の連續であられた御自身の法華經の行者としての御生涯を回顧されて、御自身を不輕菩薩の弘教に比較なされているのです。そして、御自身が末法の法華經の行者であることを經典の文証のうえから論じられた後、その法華經の行者を迫害する罰として天変地天、内乱や他国侵逼難などの諸難が続出し、未来には謗法の人々はことごとく惡道に墮ちるであろうと説かれているのです。又、その反対に、法華經の行者に値つてこれを供養する功德の広大なる事を説かれて、最後に、尾張次郎兵衛の死去に対して、その死を悼まれ、妻の悲しみを慰められ、本抄を締めくくられているのです。

只今ご一緒に拝読した本章の部分では妙法比丘尼からの手紙の内容である、嫂から帷子を供養されたことと、尾張次郎兵衛の死去のことが述べられているのです。

拝読の箇所は、謗法の諸宗を鎌倉幕府が崇重しつづけるならば必ず隣国から攻められ、日本の国が滅ぶであろうと經論の上から洞察された大聖人が、このことをはつきりと日本国の上下万民に申すべきか否かについて、種々思索された事を述べられているのです。

そこで、その思索の内容を簡潔にたどりますと、まず、大聖人が謗法の仏教が諸悪の根源であると諫めるならば、彼ら諸宗の僧達は怒つて、大聖人を王臣等に讒言することにより、大聖人及び弟子檀那を迫害し、命にも及ぶ危険が迫ることは明らかであり、したがつて、安易に言うべきではないと思われたと仰せであり、しかし、外典に説かれている龍逢・比干などの賢人は、世の中の亡ぶべきことを知りながら、それを進言しないのは、諛臣（ゆしん）とて・へつらえる者“不知恩の人”であるとの戒めに促されて、頸（くび）を切られたり、胸を裂かれたりしながらも国の大事について進言してはばかりなかつ

た事を仰せられ、また、仏法においても釈尊は涅槃經のなかに「若し善比丘、法を壞る者を見て、置いて呵責し驅遣し拳廻せんば當に知るべし。是の人は仏法の中の怨なり」とあり、法華經の敵人を見ながら世の中の迫害を恐れて進言しなかつたならば、それ自体が仏（釈迦仏）の敵であり、必ず無間地獄に墮つとの戒めがあり、しかもこの戒めを守つて提婆菩薩、師子尊者、竺の道生、法道三藏などの仏法者は王法や世法よりも仏法を重んじたので、迫害や大難を受けても眞実を語つたのであつた事を教えられたのであつたと、申されているのです。

しかも、賢王が国を治めている時は、正邪を正しくわきまえて政を行うので、進言が正しければ賢王はこれを聞き入れ智者を重用するため國は安穩となるのであり、そのような時代は、中國では天台大師の出た陳、隨の時代、日本では伝教大師の出た桓武、嵯峨帝の時代であつた。しかし今、大聖人の時代の日本國は惡王の時代で、大族王、優陀延王、武宗、欽宗、欽明、用明の時代と同じで、謗法を犯し続ける惡国、大謗法の国となつてゐる。それゆえ、進言する聖人も大難を覚悟しなければならないと、仰せられてゐるのであります。

以上が大聖人が進言を決意されるまえに思索された内容の大略であります。

ところで開目抄（五四〇頁）に、「されば日蓮が法華經の智解は天台伝教には千万が一分も及ぶ事なけれども、難を忍び慈悲のすぐれたる事はをそれをもいだきぬべし」とあります、また同抄（五七〇頁）に、

「仏語むなしからざれば三類の怨敵すでに國中に充满せり。金言のやぶるべきかのゆへに法華經の行者なし。いかんがせんいかんがせん。抑、たれやの人か衆俗に悪口罵詈せらるゝ。誰の僧か刀杖を加へらるゝ。誰の僧をか法華經のゆへに公家・武家に奏する。誰の僧か数々見擯出と度々ながさるゝ。日蓮より外に日本國に取り出ださんとするになし。日蓮は法華經の行者にあらず、天これをして給ふゆへに。誰をか當世の法華經の行者として仏語を実語とせん」とあります。

されば、日蓮大聖人は末法濁惡の世にあつて、私たちと同じ人界の凡夫として出現され、「大難四箇度、小難數知れず」の迫害を忍ばれ、三障四魔を打ち破つて、御自身が法華經の行者であることを示されました。そして、文永八（一二七一）年には、龍の口において凡身の迹を払つて御本仏の御境界を顯本されました。

また諫曉八幡抄（一五三九頁）に、「今日蓮は去ぬる建長五年癸丑四月廿八日より、今弘安三年太歲庚辰十二月にいたるまで二十八年が間又他事なし。只妙法蓮華經の七字五字を日本國の一切衆生の口に入れんとはげむ計りなり。此即ち母の赤子の口に乳を入れんとはげむ慈悲なり」とあり、また御義口伝（一七三三頁）に、「大悲とは母の子を思ふ慈悲の如し。今日蓮等の慈悲なり。章安の云はく『彼が為に悪を除くは即ち是彼が親なり』と」とありますように、大聖人はその御一代の御化導において、常に慈悲をもつて惡の根源たる邪宗謗法を呵責いたされ、唯一の成仏得道の本種である南無妙法蓮華經

をもつて下種折伏なされているのであります。即ち、謗法に対して敢然とその邪義を打ち破つて、正法を立てる大聖人様の折伏行こそ大慈大悲のお振る舞いなのです。

そこで大切なことは、このような御本仏の大慈大悲は、実は私たちが即身成仏を遂げるためのお手本であり、道筋であると拝さなければならぬ、ということです。御本仏大聖人様の忍難弘教と発迹顕本の大慈大悲のお振る舞いを自己の信心修行の鑑と拝し、そして万分为一でもその御報恩の折伏を実践していくことが大切なのです。

したがつて、私たちは、謗法の害毒によつて苦しんでいる人々に、その苦の原因が邪宗教にあることを指摘し、破折し、正法正義に導くための慈悲の折伏を実践していくことが肝要です。

この慈悲行は唱題の功德をもつて源とします。即ち『御義口伝』（一七五〇頁）に、「今日蓮等の類南無妙法蓮華經と唱へ奉る者は此の三軌を一念に成就するなり」と説かれているように、南無妙法蓮華經と唱える信心の一念に、「大慈悲」のみならず、「柔和忍辱」と「不惜身命」の精神と実践が成就されるのですから、唱題と折伏は一体でなければならないのです。

ところで、大聖人は本日拝讀の御文において、「法華經のかたきを見て世をはゞかり恐れて申さずば釈迦仏の御敵、いかなる智人善人なりとも必ず無間地獄に墮つべし」として、大聖人は「法華經のかたき」である謗法を見て知つて折伏をしなければ、その人自身も仏様の敵となることを示されています。

世間の人はもちろんのこと、私達の周りにいる未入信の家族や知人達は皆、「謗法と申す罪をば、我もしらず人も失とも思はず。但仏法をならへば貴しとのみ思ひて候」（一二五八頁）とあるように、謗法の意味を理解できず、どんな宗教でも信仰心を持つことは尊いときえ思い込んでいます。謗法罪の恐ろしさを知る私達が、もし世間体を気にしたり、人間関係のトラブル回避を優先するあまり、両親や恩ある人の謗法を放置するならば、私達自身も不知恩の誹りを免れず与同罪になることを、本抄では厳しく指摘されているのです。但し、「法華經のかたき」と言つても、未入信の人を憎んだり、相手の人格を否定することがあつてはいけません。あくまでも、慈悲心をもつて謗法を破折し、相手を正法に導くことの大事を大聖人は教えられており、私達はこの実践によつて、謗法与同罪を免れるとともに、化他行（折伏）による大きな功德を積むことができるのです。

私達が相手の幸せを願い、真心込めて折伏しても、難信難解の妙法ですから、折伏相手の方からは反発されることも多くあります。しかし、大聖人は開目抄（五七七頁）に「念佛者・禪宗等を責めて、彼等にあだまれたる、いかなる利益があるや」との問いを設けられ、その答えとして経証を引き、諸難を忍び折伏に徹する時、真の仏道を成就することができるとの悦びを示され、弟子・檀那の奮起を強く促されているのであります。

私達は、總本山第六十七世日顕上人の「広布への前進、これを常に僧も俗も心に体して忘れず、日々夜々（中略）その実行を心にかける處に眞の価値ある人生があり、本仏大聖

人様が深く御悦びになることが確実であると信じます」（大白法・平成十五年一月一日号）との仰せを銘記（心に深く刻みつけて忘れないこと）し、一步でもたとえ半歩でも広布への前進を期して、折伏を実践してまいりましょう。

御法主日如上人猊下（大日蓮・令和六年八月号）は曾て

我々は邪義邪宗の誹法の害毒によつて多くの人が苦しんでいるのを見て、それを黙過せず、一刻も早く大聖人様の正しい教えに導くべく、決然として折伏を行じていくことが、いかに大事であるかを知り、各講中ともいよいよ異体同心・一致団結して、勇猛果敢に折伏を行じていかれますよう心からお願ひします。との御指南をなされていきます。

愈々「折伏前進の年」も残すところ二カ月半あまりとなりました。皆さんは年初に掲げられた誓願成就に向けて、どれだけ具体的に実践できたでしょうか。我が広島布教区に於いては今月六日の三次市の善聴寺に於いて御会式法要が奉修されましたが、この十月、十一月には県内の全寺院に於いて御会式が執り行われることになっています。御会式で拝聴する『立正安國論』、及び御歴代上人の烈々たる申状の思し召しを身に体し、年内には必ず折伏成就できるよう、あきらめずに精進して参りましょう。以上。

（令和六年十月度・御報恩御講の砌）